

# 令和4年度 県立学校教員の働き方改革強化月間（11月）

茨城県教育委員会では教育委員会規則で勤務時間外在校等時間の上限（1か月あたり45時間）を定め、教員の業務量の適切な管理に努めております。

昨年度に引き続き、11月を「県立学校教員の働き方改革強化月間」として、「いばらき働き方改革推進月間」（いばらき女性活躍・働き方応援協議会）と「過労死等防止啓発月間」（厚生労働省）の取組と併せ、特に健康障害リスクが高まる勤務時間外在校等時間が80時間を超える教員の解消に取り組むとともに、令和4年度末までの目標である「45時間超の教員ゼロ」に向けての取組を推進します。



## 働き方、見直してみましょう

- 授業プリント作成、夜遅くまでかかります。納得いくまで準備したい。
- 部活動指導に負担を感じません。自分も生徒も好きでやっているから問題ないですよ。



一番大切なことは心身の健康です。教員が疲労しては、良い授業に結び付きません。また、教員の過労死・精神疾患が増加傾向にあります。管理職を中心として、一人一人が適切な労務管理を行い、より魅力ある環境をつくりあげていきましょう！

## 令和3～4年度 勤務時間外在校等時間の状況

勤務時間外 在校等時間	高等学校							
	R4. 9月	R4. 8月	R4. 7月	R4. 6月	R4. 5月	R4. 4月	R3. 7月	R3. 6月
平均時間	28時間00分	11時間16分	27時間16分	31時間31分	30時間30分	31時間28分	29時間33分	34時間08分
45時間以上	16.8%	2.0%	14.6%	20.6%	19.4%	22.6%	20.8%	26.8%
80時間以上	1.2%	0.1%	0.6%	1.3%	1.1%	1.4%	2.1%	3.0%
勤務時間外 在校等時間	特別支援学校							
	R4. 9月	R4. 8月	R4. 7月	R4. 6月	R4. 5月	R4. 4月	R3. 7月	R3. 6月
平均時間	19時間09分	3時間36分	15時間54分	24時間09分	23時間10分	25時間39分	17時間52分	26時間20分
45時間以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	3.3%	0.6%	5.8%
80時間以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

平均時間は徐々に減少していますが、一定数の教員が、過労死ラインと呼ばれる80時間を超えています。

左の表は茨城県教育委員会HPに掲載しております。  
※下記アドレス参照

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/hatarakikata/hatarakikata/index.html>

強化月間の重点取組と働き方改革ガイドラインの取組は次のページです

茨城県教育庁学校教育部教育改革課

2022年 11月

## 県立学校教員の働き方改革強化月間重点取組

### 重点1 完全退勤時間の設定（昨年度から継続）

⇒時間を意識した働き方の推進

- ・平日は19時15分までに全員退勤 ※定時制課程を除く

### 重点2 時差出勤制度活用の推進

⇒業務の勤務時間内実施の推進

- ・早朝の登校指導や、放課後の進路指導・部活動指導を勤務時間内で実施

### 重点3 学校運営における業務の見直し（学校全体での取組）

⇒授業準備時間の一層の確保

- ・職員朝会、登校指導、清掃時間等の設定の見直し等
- ・各種通知のデジタル化、ペーパーレス化、留守電設置等

## 「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」 働き方改革を推進するための具体的な取組【令和3年4月策定】

### 1 在校等時間の適切な管理と教職員の意識改革

時差出勤制度の導入：業務に合わせた勤務時間を設定

完全退勤時間の設定：毎日学校を閉める時刻を設定

定時退勤日の設定：毎週1日は定時退勤する日を設定

### 3 学校運営体制と業務の改善

教材の共有化：  
校内ネットワーク等を活用した授業準備の負担軽減

行事の精選と業務の効率化：ペーパーレス推進、各種通知のデジタル化、ネットバンキング活用、留守番電話の設置等

### 2 部活動指導の負担軽減

部活動運営方針の遵守：活動は平日2H、休日4H  
週1日休養日

複数顧問の配置：顧問が交代で指導できる体制を構築

部活動数の精選：複数顧問が配置できる数へ削減

#### 保護者・地域・関係団体の皆様へ

県教育委員会では、教育の質の確保、業務の効率化を図りつつ、これらの取組を全県立学校で推進しています。保護者・関係者の皆様におかれましては、学校への問い合わせは勤務時間内（全日制では、おおよそ8:30～17:00）に行う等、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 管理職 の取組

- 教員の働きがいを支えるとともに、適切な労務管理を行い、教員の健康が損なわれる事態を招かぬよう日頃の勤務状況を踏まえた業務改善・働き方を具体的に指導してください。
- 業務の可視化・平準化を図り、一部の教員に業務が集中しないよう見直しをしてください。業務過重と判断した場合は、年度途中であっても業務見直しを含めた抜本的な対策を講じてください。

#### 教員 の取組

- 勤務時間外在校等時間の上限が45時間であることを念頭に、教育のプロフェッショナルとして、1日、1週間、1か月の時間の使い方や仕事の優先順位を考えましょう。
- 生徒のため、学校のためと思い、自分自身のキャパシティを超えた業務は抱え込まないようにしましょう。自己解決が難しい場合は、周囲への相談はもちろんのこと、校長・副校長・教頭へ、校務分掌の見直し等の相談をしてください。

#### ■勤務時間等の適切な管理について

県立学校では「きんむくん」により、勤務時間等の管理を行っています。正確な在校等時間の計測は健康管理、業務管理において重要な記録となります。自己研鑽の時間や各種団体等の役員業務などと校務を行う時間は区別した上で、適切な申告をお願いいたします。